

## ○西予市育英会奨学金貸与条例

平成28年3月24日

条例第8号

### (目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、必要な学資(以下「奨学金」という。)を貸与することにより、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本人又は本人の保護者(本人が未成年の場合にあってはその親権を行う者をいい、本人が成年の場合にあっては父母又はこれに代わる者をいう。)が市内に住所を有する者であること。
- (2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- (3) 短期大学、専修学校、大学、大学院、高等学校又は高等専門学校に在学する者であること。

### (奨学金の額)

第3条 奨学金の貸与額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 短期大学、専修学校、大学及び大学院 月額35,000円以内(医学部又は薬学部に在学する者にあっては月額50,000円以内)
- (2) 高等学校及び高等専門学校 月額15,000円以内

### (利子)

第4条 奨学金は、無利子とする。

### (貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、短期大学、専修学校、大学、大学院、高等学校又は高等専門学校における正規の修学期間とする。

### (貸与時期)

第6条 奨学金は、毎年度4期に分けて、5月、8月、11月、2月にそれぞれ3箇月分を貸与する。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、数箇月分を合わせて貸与することができる。

### (申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

### (奨学生の決定)

第8条 市長は、前条の申請により選考を行い、奨学生の貸与を受ける者を決定し、奨学生の貸与を行う。

(奨学生の減額及び辞退)

第9条 奨学生の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)は、いつでも奨学生の減額又は辞退をすることができる。

(奨学生の休止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間に係る奨学生の貸与を休止する。

(奨学生の停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学生の貸与を停止する。

- (1) 傷病、疾病等のため、卒業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は品行が不良なとき。
- (3) 奨学生を必要としない事由が生じたとき。

(奨学生の返還)

第12条 奨学生は、学校卒業後1年を経過した日から12年以内に月賦、半年賦又は年賦により返還しなければならない。

- 2 第9条の規定により奨学生が奨学生の貸与を辞退し、又は前条の規定により停止されたときは、前項の規定に準じ奨学生を返還しなければならない。
- 3 奨学生は、前2項の規定にかかわらず、貸与した額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(返還の猶予)

第13条 市長は、奨学生の貸与を受けた者が、疾病その他特別の事由のため奨学生の返還が困難と認められるときは、奨学生の返還を猶予することができる。

(返還免除)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学生の返還完了前に死亡したときは、奨学生の全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利子)

第15条 市長は、奨学生であった者が正当な理由なく、奨学生の返還を遅延したときは、延滞利子を徴収することができる。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。